

第5章 青少年の非行等問題行動

第1節 刑法犯少年

1. 概況

過去10年間に警察に検挙・補導された非行少年の数の推移は、次のとおりである（第1-5-1表）。

平成18年の刑法犯少年（「刑法犯少年」の定義については、第1-5-1表の注記1のとおり。以下同じ。）は、11万2,817人（前年比1万898人減（8.8%減））、刑法犯少年の人口比（同年齢層の人口千人当たり）の検挙人員をいう。）は14.8（1.1減）であり、成人

と比較して人口比で5.7倍となっている。

また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は29.4%で、前年に比べ2.6ポイント減少した。

刑法犯で検挙した人員・人口比の推移を現行少年法が施行された昭和24年以降について見てみると第1-5-1図のとおりである。

☞（108ページ、第2部第3章第3節1参照）

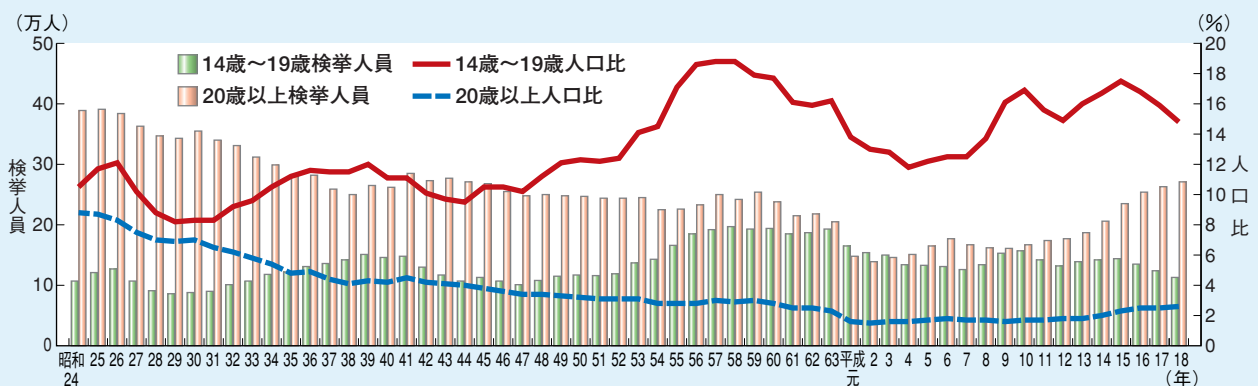
第1-5-1表 警察に検挙・補導された非行少年の推移(平成9～18年)

区分	年	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
刑法犯少年		152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817
特別法犯少年		9,130	9,368	8,340	7,481	7,025	6,449	6,771	6,272	5,603	5,438
触法少年(刑法)		26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787
触法少年(特別法)		254	294	282	285	214	280	355	401	407	462
ぐ犯少年		1,676	1,888	1,557	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482

- (注) 1 刑法犯少年とは、「刑法」(明40法45)、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」(昭5法9)、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」(大15法60)、「決闘罪ニ関スル件」(明22法34)、「爆発物取締罰則」(明17太政官布告32)、「航空機の強取等の処罰に関する法律」(昭45法68)、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」(昭47法17)、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」(昭49法87)、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」(昭53法48)、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」(昭62法103)、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」(平7法78)、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平11法136)、「公職にある者のあつせん行為による利益等の処罰に関する法律」(平12法130)、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」(平14法67)に規定する罪(交通事故に係る業務上(重)過失致死傷、危険運転致死傷を除く。)で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者をいう。
- 2 特別法犯少年とは、上記1以外の罪(交通事故に係る業務上(重)過失致死傷、危険運転致死傷や「道路交通法」(昭35法105)、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭37法145)等の道路交通関係法令に規定する罪を除く。)で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者をいう。
- 3 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- 4 ぐ犯少年とは、性格、行状等から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。
- 5 検挙・補導人員には、未遂・予備を含む。

資料：警察庁調べ

第1-5-1図 刑法犯少年等の検挙人員、人口比の推移(昭和24～平成18年)



- (注) 1 検挙人員とは、交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等を除く。)で検挙した14歳から19歳までの少年をいう。
- 2 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

資料：警察庁調べ

2. 罪種別

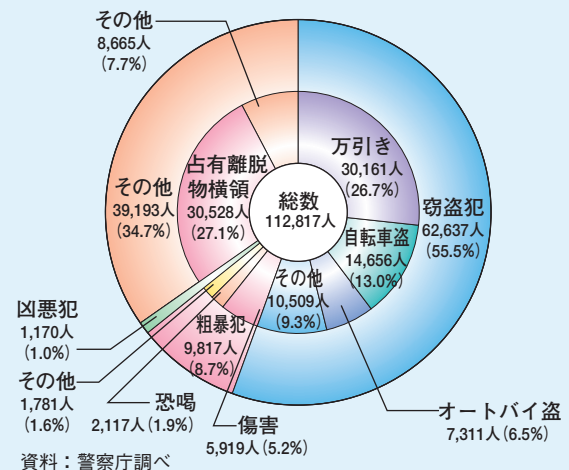
刑法犯少年を罪種別にみると、窃盗犯が最も多く、次いで占有離脱物横領の順となっている（第1-5-2図）。☞（凶悪・粗暴な非行の現状については、42ページ、第3節2参照）

平成18年の刑法犯少年のうち初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいう。）で検挙した者の数は8万2,656人で、刑法犯少年総数に占める割合は73.3%（0.8ポイント減）となっている。

街頭犯罪（ここでは、路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗の8罪種をいう。）の成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合については、6～7割前後で推移しているが、平成

18年は59.5%を占め、依然として高水準にある（第1-5-2表）。

第1-5-2図 刑法犯少年の包括罪種別⁷検挙状況(平成18年)



第1-5-2表 街頭犯罪検挙人員の推移

区 分		平成14年	15年	16年	17年	18年	増減数	増減率(%)
総数		52,979	55,150	50,520	47,538	45,026	△2,512	△5.3
少 年	少年	36,786	36,408	31,277	28,800	26,797	△2,003	△7.0
	少年の占める割合	69.4	66.0	61.9	60.6	59.5	△1.1	—
路上強盗		1,631	1,865	1,377	1,285	1,053	△232	△18.1
少 年	少年	1,027	1,227	763	707	553	△154	△21.8
	少年の占める割合	63.0	65.8	55.4	55.0	52.5	△2.5	—
ひったくり		3,158	2,953	2,259	1,851	1,652	△199	△10.8
少 年	少年	2,166	1,957	1,352	1,025	834	△191	△18.6
	少年の占める割合	68.6	66.3	59.8	55.4	50.5	△4.9	—
車上ねらい		3,322	3,491	3,238	2,634	2,766	132	5.0
少 年	少年	816	776	681	527	547	20	3.8
	少年の占める割合	24.6	22.2	21.0	20.0	19.8	△0.2	—
部品ねらい		2,429	2,345	2,134	1,973	1,931	△42	△2.1
少 年	少年	1,574	1,468	1,255	1,204	1,132	△72	△6.0
	少年の占める割合	64.8	62.6	58.8	61.0	58.6	△2.4	—
自動販売機ねらい		2,850	3,231	2,560	2,027	1,370	△657	△32.4
少 年	少年	2,163	2,453	1,933	1,479	912	△567	△38.3
	少年の占める割合	75.9	75.9	75.5	73.0	66.6	△6.4	—
自動車盗		4,775	4,599	3,823	3,366	3,056	△310	△9.2
少 年	少年	1,680	1,542	1,216	938	852	△86	△9.2
	少年の占める割合	35.2	33.5	31.8	27.9	27.9	0.0	—
オートバイ盗		13,106	11,213	9,203	8,665	7,766	△899	△10.4
少 年	少年	12,650	10,669	8,735	8,188	7,311	△877	△10.7
	少年の占める割合	96.5	95.1	94.9	94.5	94.1	△0.4	—
自転車盗		21,708	25,453	25,926	25,737	25,432	△305	△1.2
少 年	少年	14,710	16,316	15,342	14,732	14,656	△76	△0.5
	少年の占める割合	67.8	64.1	59.2	57.2	57.6	0.4	—

資料：警察庁調べ

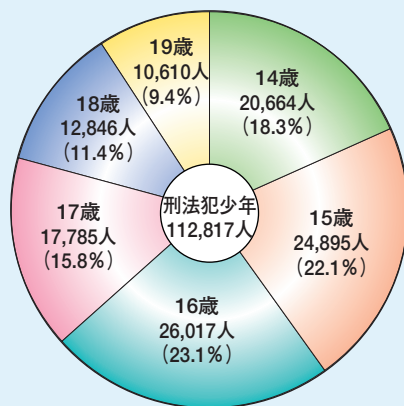
7 包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）」、「粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合）」、「窃盗犯（窃盗）」、「知能犯（詐欺、横領（占有離脱物横領罪を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪）」、「風俗犯（賭博、わいせつ）」、「その他の刑法犯（公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯）」の6種に分類したもの。

3. 年齢別

刑法犯少年を年齢別にみると、16歳が最も多く、次いで15歳、14歳の順となっており、14歳から16歳までの低年齢層で刑法犯少年全体の63.4%を占めている（第1-5-3図）。

四捨五入の関係で、構成比の合計と内訳の数値が一致しないものもある。

第1-5-3図 刑法犯少年の年齢別検挙状況(平成18年)

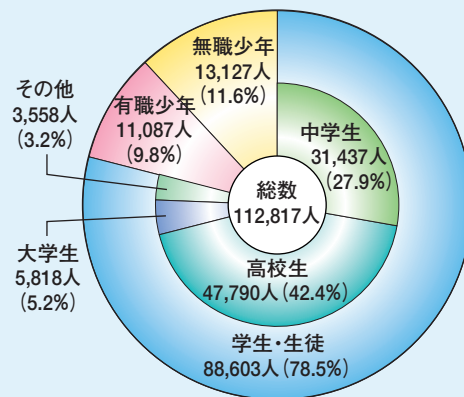


資料：警察庁調べ

4. 学職別

刑法犯少年を学職別にみると、高校生が4万7,790人（42.4%）で最も多く、次いで中学生が3万1,437人（27.9%）となっている（第1-5-4図）。また、無職少年による非行等の割合は第1-5-3表のとおりである。

第1-5-4図 刑法犯少年の学職別検挙状況(平成18年)



資料：警察庁調べ

第1-5-3表 無職少年による非行等の割合(平成18年)

区 分	無職少年(人)	少年全体(人)	構成比(%)
人口	29万(推定)	7,624千	3.8
刑法犯少年	13,127	112,817	11.6
凶悪犯	330	1,170	28.2
粗暴犯	1,736	9,817	17.7
シンナー等乱用	349	841	41.5
覚せい剤事犯	150	288	52.1
福祉被害少年	1,751	7,258	24.1

(注) 福祉犯とは、少年の福祉を害する犯罪をいう。

資料：警察庁調べ

5. 男女別

刑法犯少年を男女別にみると、男子が8万6,758人、女子が2万6,059人であり、前年に比べ、男子

は7,291人（7.8%）、女子は3,607人（12.2%）それぞれ減少した。また、総数に占める女子の割合は23.1%と、前年を0.9ポイント下回った（第1-5-4表）。

第1-5-4表 刑法犯少年の男女別検挙人員の推移(平成9～18年)

男女別	年次	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
男子(人)		114,403	117,271	110,123	102,633	105,611	107,148	109,671	101,751	94,049	86,758
	指数	100	103	96	90	92	94	96	89	82	76
女子(人)		38,422	40,114	31,598	29,703	33,043	34,627	34,733	33,096	29,666	26,059
	指数	100	104	82	77	86	90	90	86	77	68
刑法犯少年総数に占める女子の割合(%)		25.1	25.5	22.3	22.4	23.8	24.4	24.1	24.5	24.0	23.1

(注) 指数は、平成9年を100とした指数である。

資料：警察庁調べ

第2節 道路交通法違反等

1. 交通事故に係る業務上（重）過失致死傷

平成18年に交通事故に係る業務上（重）過失致死傷で検挙した少年は3万2,597人で、前年に比べ2,120人（6.1％）減少した。過去10年間の推移は、第1-5-5表のとおりである。

2. 道路交通法違反

平成18年に、道路交通法違反のうち、無免許、最高速度超過などの車両の運転に関する違反で検挙した少年は39万7,111人で、前年に比べ5万8,523人（12.8％）減少した。過去10年間の推移は、第1-5-6表のとおりである。

第1-5-5表 交通犯罪に係る少年の検挙人員の推移(平成9～18年)

区 分	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
業務上(重)過失致死傷(人)	36,679	37,120	37,602	40,447	40,218	40,137	37,711	38,025	34,717	32,597
指数	100	101	103	110	110	109	103	104	95	89

(注) 指数は、平成9年を100とした指数である。
資料：警察庁調べ

第1-5-6表 道路交通法違反に係る少年の検挙人員の推移(平成9～18年)

区 分	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
道路交通法違反(人)	814,471	817,139	761,745	641,802	610,842	570,626	520,248	491,126	455,634	397,111
指数	100	100	94	79	75	70	64	60	56	49

(注) 指数は、平成9年を100とした指数である。
資料：警察庁調べ

第3節 問題行動の諸形態

1. 薬物乱用

平成18年に覚せい剤事犯で検挙した少年は289人で、前年に比べ138人（32.3％）減少し、シンナー等の乱用で検挙した少年は、841人で、前年に比べ527人（38.5％）減少した。大麻事犯で検挙した少年は187人で、前年に比べ13人（7.5％）

増加した。またMDMA等合成麻薬事犯で検挙した少年は31人で、前年に比べ32人（50.8％）減少した。少年の薬物事犯のうちでは、シンナー等の乱用が依然として大半を占めている（第1-5-7表）。

☞(84ページ、第2部第2章第3節1(2)～(4)参照)

第1-5-7表 覚せい剤、大麻事犯、シンナー等の乱用及びMDMA等合成麻薬事犯で検挙した少年の学職別状況(平成17, 18年)

区分		学職別	総数 (人)	学生・生徒				有職少年	無職少年
				計	中学生	高校生	その他		
覚せい剤事犯		平成17年	427	89	23	55	11	108	230
		18年	289	60	11	44	5	79	150
	うち女子	平成17年	277	78	20	50	8	47	152
		18年	185	46	11	32	3	38	101
	総数に占める 女子の割合(%)	平成17年	64.9	87.6	87.0	90.9	72.7	43.5	66.1
		18年	64.0	76.7	100.0	72.7	60.0	48.1	67.3
大麻事犯		平成17年	174	68	5	42	21	50	56
		18年	187	35	4	21	10	81	71
	うち女子	平成17年	29	15	3	7	5	6	8
		18年	31	9	2	3	4	7	15
	総数に占める 女子の割合(%)	平成17年	16.7	22.1	60.0	16.7	23.8	12.0	14.3
		18年	16.6	25.7	50.0	14.3	40.0	8.6	21.1
シンナー等の乱用		平成17年	1,368	376	168	184	24	420	572
		18年	841	226	84	132	10	266	349
	うち女子	平成17年	570	185	100	79	6	95	290
		18年	381	135	56	75	4	59	187
	総数に占める 女子の割合(%)	平成17年	41.7	49.2	59.5	42.9	25.0	22.6	50.7
		18年	45.3	59.7	66.7	56.8	40.0	22.2	53.6
MDMA等合成麻薬事犯		平成17年	63	17	1	12	4	18	28
		18年	31	12	2	6	4	5	14
	うち女子	平成17年	35	12	1	10	1	10	13
		18年	22	9	2	5	2	4	9
	総数に占める 女子の割合(%)	平成17年	55.6	70.6	100.0	83.3	25.0	55.6	46.4
		18年	71.0	75.0	100.0	83.3	50.0	80.0	64.3

資料：警察庁調べ

2. 凶悪・粗暴な非行

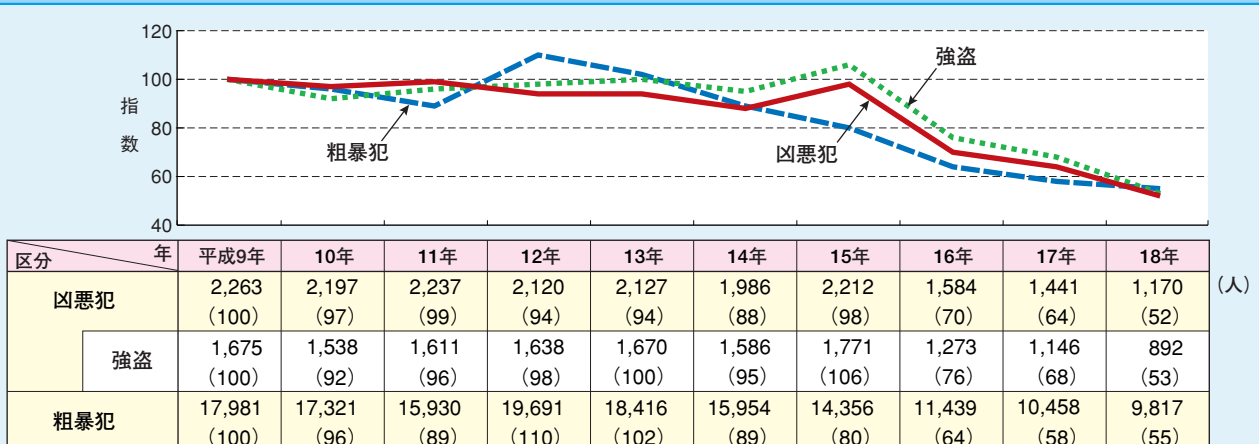
平成18年に凶悪犯で検挙した刑法犯少年は1,170人で、前年に比べ271人(18.8%)減少した。罪種別にみると、強盗が892人と最も多いが、前年に比べ254人(22.2%)減少した。

また、殺人の検挙人員は69人で、前年に比べ2

人(3.0%)増加し、強姦の検挙人員は106人で、前年に比べ36人(25.4%)減少した。

平成18年に粗暴犯で検挙した刑法犯少年は9,817人で、前年に比べ641人(6.1%)減少した(第1-5-5図)。罪種別では、傷害による検挙人員が5,919人で最も多い。

第1-5-5図 凶悪犯少年及び粗暴犯少年の検挙人員の推移(平成9～18年)



(注) ()は平成9年を100とした指数である。

資料：警察庁調べ

3. 暴走族等の非行集団

平成18年に刑法犯で検挙した暴走族少年は1,204人で、前年に比べ12人（1.0％）減少した。

その罪種別検挙状況をみると、窃盗、傷害が高い比率を占めている（第1-5-8表）。

第1-5-8表 暴走族少年の検挙状況(平成17, 18年)

区分 年次	刑法犯													
	計	凶悪犯					粗暴犯							
		小計	殺人	強盗	放火	強姦	小計	暴行	傷害	脅迫	恐喝	凶準	窃盗	その他
平成18年	1,204	70	3	66	0	1	368	40	232	8	83	5	574	192
17年	1,216	70	1	63	0	6	309	34	181	4	79	11	633	204
増減数	△12	0	2	3	0	△5	59	6	51	4	4	△6	△59	△12

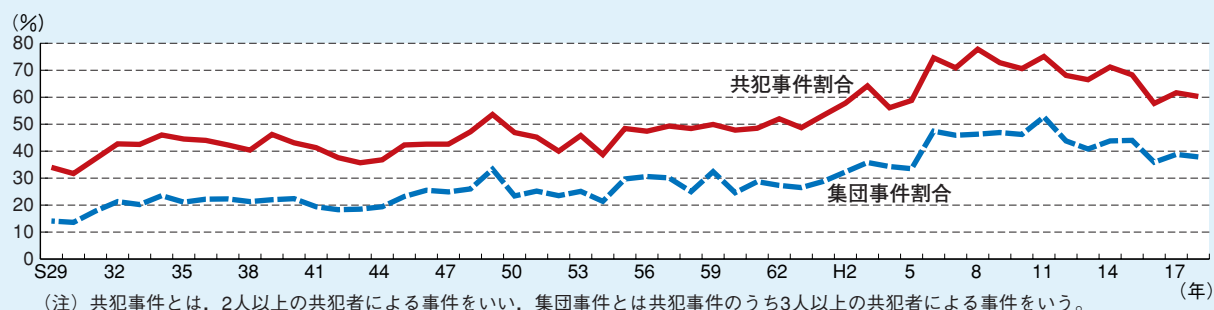
（注）「凶準」は凶器準備集合罪を表す。
資料：警察庁調べ

また、少年のみによる強盗の検挙件数に占める共犯事件や集団事件についてみると、平成18年は共犯事件が60.6％、集団事件が37.6％を占め

ている（第1-5-6図）。

☞（119ページ，第2部第3章第3節1(13)参照）

第1-5-6図 少年による強盗の共犯事件・集団事件の割合の推移(昭和29～平成18年)



（注）共犯事件とは、2人以上の共犯者による事件をいい、集団事件とは共犯事件のうち3人以上の共犯者による事件をいう。
資料：警察庁調べ

4. いじめ

(1) いじめの状況

いじめの問題については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、公立小・中・高等学校に加え、及び盲・聾・養護学校を対象に、平成17年度間までは、いじめを「[1] 自分より弱いものに対して一方的に、[2] 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、[3] 相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。」として件数を把握してきた。

しかし、昨今はいじめによる自殺の問題等により、文部科学省による実態把握が十分ではなかったとの指摘があり、これらを踏まえて、平成18年度間の調査からいじめの定義も含め調査方法等を改定することとした。

☞（119ページ，第2部第3章第3節1(12)参照）

☞（127ページ，第2部第3章第4節4参照）

ア いじめの発生学校数・発生件数

いじめは、小学校においては11.3%，中学校においては34.6%，高等学校においては30.0%，盲・聾・養護学校においては4.0%

の学校でみられた。また、全公立小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校を通じた1校当たりの発生件数は0.5件となっている（第1-5-9表）。

第1-5-9表 いじめの発生学校数・発生件数(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		公立学校総数(校)	発生学校数(校)	発生率(%)	発生件数(件)	1校あたり発生件数(件)
小学校	平成16年度	23,160	2,671	11.5	5,551	0.2
	17年度	22,856	2,579	11.3	5,087	0.2
中学校	平成16年度	10,317	3,774	36.6	13,915	1.3
	17年度	10,238	3,538	34.6	12,794	1.2
高等学校	平成16年度	4,093	1,115	27.2	2,121	0.5
	17年度	4,082	1,223	30.0	2,191	0.5
盲・聾・養護学校	平成16年度	939	39	4.2	84	0.1
	17年度	943	38	4.0	71	0.1
計	平成16年度	38,509	7,599	19.7	21,671	0.6
	17年度	38,119	7,378	19.4	20,143	0.5

(注) 発生率とは、発生学校数が公立学校総数に占める割合である。
資料：文部科学省調べ

イ 学年別のいじめの発生件数

いじめの発生件数を学年別にみると、小学校から学年が進むにつれて多くなり、中学1年生で最も多くなる。その後は学年が進むにつれて減少している。

(小学校の構成比44.6%，中学校の構成比46.7%，高等学校の構成比50.1%)，盲・聾・養護学校では「暴力を振るう」(構成比40.8%)がそれぞれ最も多くなっている。

ウ いじめの態様

いじめの態様については、小学校、中学校及び高等学校では「冷やかしのからかい」

小学校、中学校、高等学校と学校段階が上がるにつれて、「暴力を振るう」、「言葉での脅し」及び「たかり」の割合が増加している（第1-5-10表）。

第1-5-10表 いじめの態様(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		小学校		中学校		高等学校		盲・聾・養護学校		計	
		件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
言葉での脅し	平成16年度	1,395	25.1	3,465	24.9	660	31.1	31	36.9	5,551	25.6
	17年度	1,354	26.6	3,273	25.6	682	31.1	22	31.0	5,331	26.5
冷やかしのからかい	平成16年度	2,538	45.7	6,676	48.0	969	45.7	24	28.6	10,207	47.1
	17年度	2,267	44.6	5,976	46.7	1,097	50.1	22	31.0	9,362	46.5
持ち物隠し	平成16年度	630	11.3	1,461	10.5	190	9.0	13	15.5	2,294	10.6
	17年度	539	10.6	1,342	10.5	208	9.5	8	11.3	2,097	10.4
仲間はずれ	平成16年度	1,546	27.9	2,531	18.2	184	8.7	4	4.8	4,265	19.7
	17年度	1,490	29.3	2,252	17.6	153	7.0	9	12.7	3,904	19.4
集団による無視	平成16年度	446	8.0	996	7.2	97	4.6	3	3.6	1,542	7.1
	17年度	438	8.6	986	7.7	64	2.9	2	2.8	1,490	7.4
暴力を振るう	平成16年度	1,170	21.1	2,769	19.9	646	30.5	28	33.3	4,613	21.3
	17年度	1,074	21.1	2,808	21.9	726	33.1	29	40.8	4,637	23.0
たかり	平成16年度	141	2.5	435	3.1	184	8.7	9	10.7	769	3.5
	17年度	111	2.2	479	3.7	202	9.2	6	8.5	798	4.0
お節介・親切の押しつけ	平成16年度	71	1.3	135	1.0	62	2.9	3	3.6	271	1.3
	17年度	108	2.1	156	1.2	56	2.6	2	2.8	322	1.6
その他	平成16年度	372	6.7	937	6.7	312	14.7	14	16.7	1,635	7.5
	17年度	340	6.7	886	6.9	327	14.9	5	7.0	1,558	7.7

(注) 1 複数回答
2 構成比については、各区分における発生件数に対する割合を示す。
資料：文部科学省調べ

エ いじめの解消状況

平成17年度に発生したいじめのうち、小学校及び中学校で約90%，高等学校で約95%，盲・聾・養護学校では約90%が同年度中にそれぞれ解消している（第1-5-11表）。

(2) いじめに起因する事件

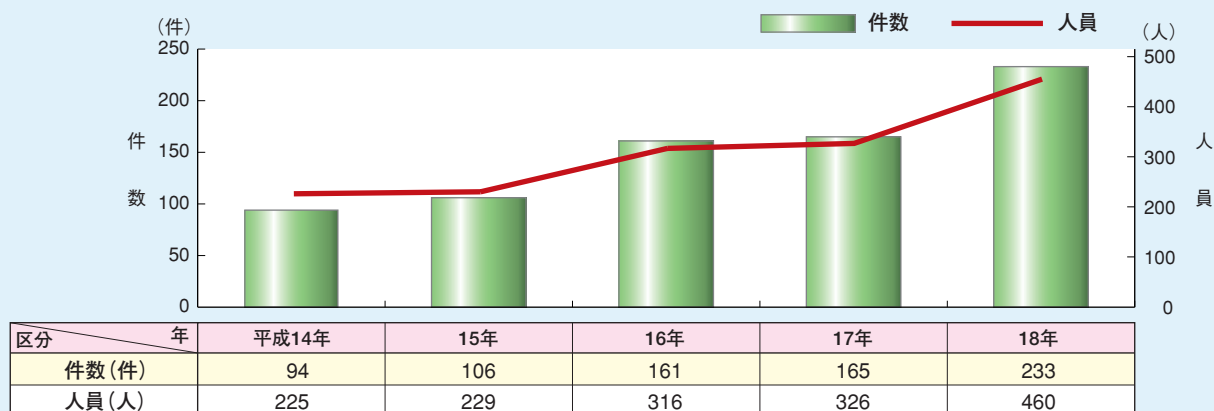
平成18年に警察が取り扱ったいじめに起因する事件の件数は233件，検挙・補導した少年（犯罪少年及び触法少年）は460人で，前年に比べ件数で68件（41.2%），検挙・補導人員で134人（41.1%）増加した（第1-5-7図）。

第1-5-11表 いじめの解消状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		いじめが解消しているもの		いじめが継続しており，現在指導中		計 (件)
		件 数 (件)	割 合 (%)	件 数 (件)	割 合 (%)	
小学校	平成16年度	4,906	88.4	645	11.6	5,551
	17年度	4,553	89.5	534	10.5	5,087
中学校	平成16年度	12,306	88.4	1,609	11.6	13,915
	17年度	11,550	90.3	1,244	9.7	12,794
高等学校	平成16年度	2,022	95.3	99	4.7	2,121
	17年度	2,078	94.8	113	5.2	2,191
盲・聾・養護学校	平成16年度	78	92.9	6	7.1	84
	17年度	64	90.1	7	9.9	71
計	平成16年度	19,312	89.1	2,359	10.9	21,671
	17年度	18,245	90.6	1,898	9.4	20,143

資料：文部科学省調べ

第1-5-7図 いじめに起因する事件で検挙・補導した少年の推移(平成14～18年)



資料：警察庁調べ

5. 校内暴力等

(1) 児童生徒による暴力行為の発生状況

文部科学省では，公立小・中・高において「自校の児童生徒が起こした暴力行為」を調査対象しており，平成17年度において，学校内で発生した暴力行為は，小学校では全学校の3.2%に当たる725校で2,018件，中学校では全学校の32.2%に当たる3,294校で2万3,115件，高等学校では全学校の41.7%に当たる1,701校で5,150件発生しており，増加率をみると小学

校における増加が目立った。また，学校外で発生した暴力行為は，小学校では全学校の0.6%に当たる127校において158件，中学校では全学校の14.9%に当たる1,527校において2,681件，高等学校では全学校の16.4%に当たる670校において896件となっている（第1-5-12表）。

暴力行為には，対教師暴力，生徒間暴力，対人暴力，学校の施設・設備等の器物損壊の4形態がある。

☞(119ページ，第2部第3章第3節1(12)参照)

第1-5-12表 暴力行為の発生状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		公立学校 総数 (校)	学校内				学校外				合計	
			発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)
小学校	平成16年度	23,160	665	2.9	1,890	—	166	0.7	210	—	2,100	—
	17年度	22,856	725	3.2	2,018	6.8	127	0.6	158	△24.8	2,176	3.6
中学校	平成16年度	10,317	3,366	32.6	23,110	—	1,643	15.9	2,874	—	25,984	—
	17年度	10,238	3,294	32.2	23,115	0.0	1,527	14.9	2,681	△6.7	25,796	△0.7
高等学校	平成16年度	4,093	1,734	42.4	5,022	—	682	16.7	916	—	5,938	—
	17年度	4,082	1,701	41.7	5,150	2.5	670	16.4	896	△2.2	6,046	1.8
計	平成16年度	37,570	5,765	15.3	30,022	—	2,491	6.6	4,000	—	34,022	—
	17年度	37,176	5,720	15.4	30,283	0.9	2,324	6.3	3,735	△6.6	34,018	△0.0

資料：文部科学省調べ

ア 対教師暴力の発生状況

対教師暴力については、学校内で発生したものが、小学校で464件、中学校で3,937件、高等学校で590件、学校外で発生したものが、小学校で0件、中学校で30件、高等学校で11件であった（第1-5-13表）。

イ 生徒間暴力の発生状況

生徒間暴力については、学校内で発生したものが、小学校で951件、中学校で1万1,135件、高等学校で2,981件、学校外で発生したものが、小学校で122件、中学校で1,825件、高等学校で551件であった（第1-5-14表）。

第1-5-13表 対教師暴力の発生状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		学校内						学校外						合計	
		発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 教員数 (人)	発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 教員数 (人)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)
小学校	平成16年度	162	0.7	336	—	234	270	1	0.0	2	—	1	2	338	—
	17年度	175	0.8	464	38.1	259	307	0	0.0	0	△100.0	0	0	464	37.3
中学校	平成16年度	1,236	12.0	3,738	—	3,145	3,425	33	0.3	36	—	43	43	3,774	—
	17年度	1,304	12.7	3,937	5.3	3,178	3,463	31	0.3	30	△16.7	33	33	3,967	5.1
高等学校	平成16年度	424	10.4	656	—	664	638	4	0.1	4	—	6	5	660	—
	17年度	407	10.0	590	△10.1	631	613	11	0.3	11	175.0	15	15	601	△8.9
計	平成16年度	1,822	4.8	4,730	—	4,043	4,333	38	0.1	42	—	50	50	4,772	—
	17年度	1,886	5.1	4,991	5.5	4,068	4,383	42	0.1	41	△2.4	48	48	5,032	5.4

資料：文部科学省調べ

第1-5-14表 生徒間暴力の発生状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		学校内						学校外						合計	
		発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 児童生徒 数(人)	発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 児童生徒 数(人)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)
小学校	平成16年度	439	1.9	992	—	1,031	1,029	114	0.5	134	—	193	172	1,126	—
	17年度	448	2.0	951	△4.1	979	998	97	0.4	122	△9.0	211	162	1,073	△4.7
中学校	平成16年度	2,570	24.9	10,934	—	12,592	10,933	1,157	11.2	1,923	—	3,176	2,301	12,857	—
	17年度	2,546	24.9	11,135	1.8	12,695	11,266	1,099	10.7	1,825	△5.1	2,961	2,166	12,960	0.8
高等学校	平成16年度	1,384	33.8	2,972	—	4,254	2,863	472	11.5	586	—	1,069	604	3,558	—
	17年度	1,379	33.8	2,981	0.3	4,380	2,985	429	10.5	551	△6.0	1,009	550	3,532	△0.7
計	平成16年度	4,393	11.7	14,898	—	17,877	14,825	1,743	4.6	2,643	—	4,438	3,077	17,541	—
	17年度	4,373	11.8	15,067	1.1	18,054	15,249	1,625	4.4	2,498	△5.5	4,181	2,878	17,565	0.1

資料：文部科学省調べ

ウ 対人暴力の発生状況

対人暴力については、学校内で発生したものが、小学校で21件、中学校で95件、高等学校で31件、学校外で発生したものが、小学校で36件、中学校で826件、高等学校で

334件であった（第1-5-15表）。

エ 器物損壊の発生状況

器物損壊の発生状況は、小学校で582件、中学校で7,948件、高等学校で1,548件であった（第1-5-16表）。

第1-5-15表 対人暴力の発生状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		学校内						学校外						合計	
		発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 人数 (人)	発生 学校数 (校)	発生学校 数の割合 (%)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)	加害児童 生徒数 (人)	被暴力 人数 (人)	発生 件数 (件)	発生件数 の増△減 率(%)
小学校	平成16年度	15	0.1	18	—	22	22	60	0.3	74	—	108	82	92	—
	17年度	14	0.1	21	16.7	22	22	27	0.1	36	△51.4	65	48	57	△38.0
中学校	平成16年度	69	0.7	87	—	105	125	669	6.5	915	—	1,271	1,081	1,002	—
	17年度	53	0.5	95	9.2	165	124	601	5.9	826	△9.7	1,235	1,098	921	△8.1
高等学校	平成16年度	34	0.8	39	—	40	47	266	6.5	326	—	443	340	365	—
	17年度	25	0.6	31	△20.5	41	37	295	7.2	334	2.5	468	374	365	0.0
計	平成16年度	118	0.3	144	—	167	194	995	2.6	1,315	—	1,822	1,503	1,459	—
	17年度	92	0.2	147	2.1	228	183	923	2.5	1,196	△9.0	1,768	1,520	1,343	△8.0

資料：文部科学省調べ

第1-5-16表 器物損壊の発生状況(公立学校)(平成16, 17年度)

区 分		発生学校数(校)	発生学校数の割合(%)	発生件数(件)	発生件数の増△減率(%)	加害児童生徒数(人)	損害額(万円)
小学校	平成16年度	249	1.1	544	—	577	912
	17年度	289	1.3	582	7.0	659	786
中学校	平成16年度	1,727	16.7	8,351	—	7,051	12,719
	17年度	1,766	17.2	7,948	△4.8	6,888	13,130
高等学校	平成16年度	605	14.8	1,355	—	1,218	2,424
	17年度	647	15.9	1,548	14.2	1,292	2,927
計	平成16年度	2,581	6.9	10,250	—	8,846	16,055
	17年度	2,702	7.3	10,078	△1.7	8,839	16,843

資料：文部科学省調べ

(2) 警察による処理状況

平成18年に警察が取り扱った校内暴力事件の事件数は1,100件で、前年に比べ40件(3.8%)

増加した。そのうち教師に対する暴力事件は557件で、前年に比べ17件(3.2%)増加した（第1-5-17表）。

第1-5-17表 警察が取り扱った校内暴力事件の状況(平成18年)

区分	生徒別	総数	小学生	中学生	高校生
事件数(件)		1,100	24	1,025	51
	うち教師に対する暴力事件	557	11	540	6
検挙・補導人員(人)		1,455	27	1,338	90
	うち教師に対する暴力事件	576	9	561	6
被害者(人)		1,237	24	1,160	53
	うち教師に対する暴力事件	639	11	620	8

資料：警察庁調べ

6. 家庭内暴力

平成18年に少年相談や補導活動等を通じて警察が認知した少年による家庭内暴力の件数は

1,294件で、前年に比べ19件（1.5％）増加した。これを対象別にみると、母親に対するものが最も多い（第1-5-18表）。

第1-5-18表 家庭内暴力の対象別状況(平成18年)

対 象 別	総数	母親	父親	兄弟姉妹	同居の親族	家財道具等	その他
件数(件)	1,294	800	129	72	130	140	23
構成比(%)	100.0	61.8	9.9	5.7	10.0	10.8	1.8

資料：警察庁調べ

7. 不良行為

平成18年に警察が補導した不良行為少年（非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の者）は142万7,928人で、これを態様別にみると、深夜はいかい及び喫煙で大部分を占めている（第1-5-8図）。

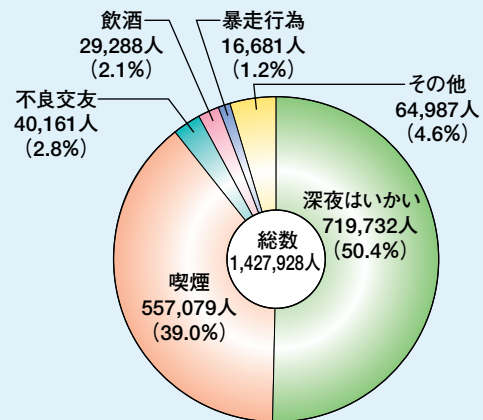
☞(112ページ，第2部第3章第3節1(3)参照)

8. 不登校

平成17年度間に30日以上学校を欠席した不登校児童生徒数は小学生で2万2,709人，中学生で9万9,578人で，前年度間に比べ小学生は2.6％減少，中学生は0.5％減少となっている（第1-5-19表）。

☞(120ページ，第2部第3章第3節2参照)

第1-5-8図 不良行為少年の態様別補導状況(平成18年)



資料：警察庁調べ

第1-5-19表 不登校児童生徒数の推移(平成7～17年度間)

区 分	小学校			中学校		
	不登校者数	全児童数	比 率 (%)	不登校者数	全児童数	比 率 (%)
平成7年度	16,569	8,370,246	0.20	65,022	4,570,390	1.42
8年度	19,498	8,105,629	0.24	74,853	4,527,400	1.65
9年度	20,765	7,855,387	0.26	84,701	4,481,480	1.89
10年度	26,017	7,663,533	0.34	101,675	4,380,604	2.32
11年度	26,047	7,500,317	0.35	104,180	4,243,762	2.45
12年度	26,373	7,366,079	0.36	107,913	4,103,717	2.63
13年度	26,511	7,296,920	0.36	112,211	3,991,911	2.81
14年度	25,869	7,239,327	0.36	105,383	3,862,849	2.73
15年度	24,077	7,226,910	0.33	102,149	3,748,319	2.73
16年度	23,318	7,200,933	0.32	100,040	3,663,513	2.73
17年度	22,709	7,197,458	0.32	99,578	3,626,415	2.75

(注) 1 比率は不登校者数の全児童生徒数に対する比率である。

2 不登校(平成10年度までは「学校ざらい」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)をいう。

資料：文部科学省「学校基本調査」

9. 家 出

平成18年に警察により発見、保護された家出少年は1万6,989人で、前年に比べ350人（2.2％）増加した。これを学職別にみると、中学生が全体の40.5％を占めて最も多く、男女別にみると、女子が53.6％を占め男子を上回っている（第1-5-20表）。

☞（110ページ，第2部第3章第3節1(2)エ参照）

10. 自 殺

平成18年に警察が把握した少年の自殺者は、623人で、前年に比べ15人（2.5％）増加した。これを学職別にみると、高校生が最も多く、男女別にみると、男子が女子を上回っている（第1-5-21表）。

☞（67ページ，第2部第1章第3節5参照）

☞（84ページ，第2部第2章第3節1(1)エ参照）

第1-5-20表 家出少年の学職別状況(平成18年)

学職別 区分	総数 (人)	未就 学児	学生・生徒						有職 少年	無職 少年
			計	小学生	中学生	高校生	大学生	その他		
総数(人)	16,989	189	13,311	1,421	6,878	4,407	211	394	1,099	2,390
うち女子(人)	9,112	74	7,244	476	3,806	2,646	109	207	410	1,384
総数に占める 女子の割合(%)	53.6	39.2	54.4	33.5	55.3	60.0	51.7	52.5	37.3	57.9

資料：警察庁調べ

第1-5-21表 自殺した少年の学職別状況(平成18年)

学職別 区分	総数 (人)	未就 学児	学生・生徒						有職 少年	無職 少年	不詳
			計	小学生	中学生	高校生	大学生	その他			
総数(人)	623	0	427	14	81	207	74	51	77	116	3
うち女子(人)	228	0	149	4	27	71	31	16	30	47	2
総数に占める 女子の割合(%)	36.6	0.0	34.9	28.6	33.3	34.3	41.9	31.4	39.0	40.5	66.7

資料：警察庁調べ